

第2次日向市総合計画・後期基本計画策定基本方針

(令和元年11月策定) 令和2年4月2改訂

1. 計画の目的

本市は、平成29年3月に「第2次日向市総合計画・前期基本計画」を策定し、基本構想では本市が目指すまちづくりの将来像として、「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」を定め、「リラックスタウン日向」をまちのキャッチフレーズに、重点戦略を中心とした様々な施策の展開を図ってきました。

第2次日向市総合計画では、社会動向や経済情勢の変化、多様な市民ニーズ、少子化、高齢化等に迅速かつ的確に対応するため、基本計画の計画期間を4年間としていましたが、前期基本計画の計画期間が2020（令和2）年度に終了することから、「日向市総合計画策定条例」第3条の規定に基づき、新たに2021（令和3）年度以降の4年間の計画期間とする後期基本計画を策定します。

また、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年10月に策定した「元気な“日向市”未来創造戦略」の計画期間が、2019（令和元）年度に終了しますが、総合計画と整合性を図り、進捗管理を効率化するために、現在の総合戦略を1年間延長し、第2次日向市総合計画・後期基本計画に合わせて新たな総合戦略を策定します。

○日向市総合計画策定条例

（総合計画の策定）

第3条 市長は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定するものとする

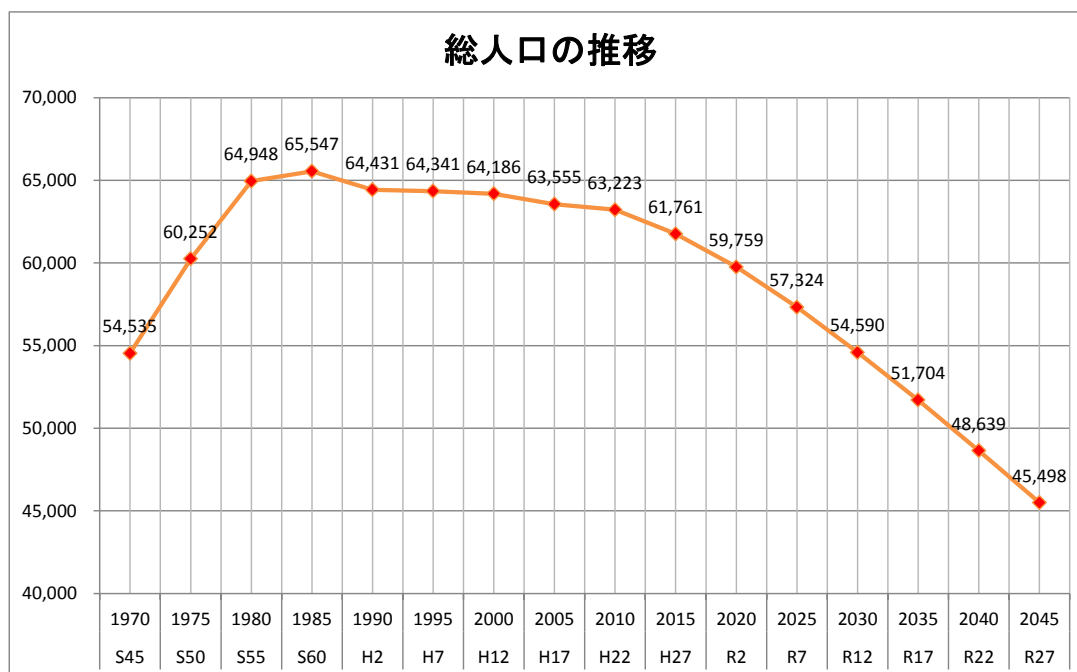
2. 日向市を取り巻く状況

（1）総人口の推移

平成18年の日向市と東郷町の合併以降の本市の人口は、ゆるやかに減少を続けており、2015年の国勢調査では、61,761人となりました。

国立社会保障・人口問題研究所によると、平成25年の公表値では、2040年の本市の人口は、51,128人と推計されていましたが、平成30年の公表値では、48,639人と推計されています。

また、令和元年11月1日付けの住民基本台帳人口は、61,304人となっており今後加速度的に減少していくことが予測されます。



(2) 国の動向

① 地方創生

国は、令和元年 6 月 21 日に「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」を閣議決定しました。基本方針 2019 では、国の第 2 期「総合戦略」において 4 つの基本目標に向けた取組を実施するにあたり、新たな次の視点に重点を置いて施策を進めることとしており、地方自治体においても新たな総合戦略の策定を求められています。

◆「地方へのひと・資金の流れを強化する」

- ・将来的な地方移住にもつながる「関係人口」の創出拡大
- ・企業や個人による地方への寄附・投資等による地方への資金の流れの強化

◆「新しい時代の流れを力にする」

- ・Society 5.0※の実現に向けた技術活用
- ・SDGs※を原動力とした地方創生

◆「人材を育て活かす」

- ・地方創生の基盤をなす人材に焦点当て、掘り起こしや育成、活躍を支援

◆「民間と協働する」

- ・地方公共団体に加え、NPO等の地域づくりを担う組織や企業と連携

◆「誰もが活躍できる地域社会をつくる」

- ・女性、高齢者、障がい者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち活躍できる地域社会を実現

◆「地域経営の視点で取り組む」

- ・地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域をマネジメント

※ Society5.0 サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会（Society）

※ SDGs 持続可能な開発のための 17 のグローバル目標と 169 のターゲット（達成基準）からなる国連の開発目標

② 自治体戦略 2040 構想

総務省が設置した「自治体戦略 2040 構想研究会」の報告では、高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃までの課題を次のとおり整理しています。

- ◆ 若者を吸収しながら老いていく東京圏と支えてを失う地方圏
- ◆ 標準的な人生設計の消滅による雇用・教育の機能不全
- ◆ スポンジ化する都市と朽ち果てるインフラ

また、これらの危機を乗り越え、持続可能な形で住民サービスを提供し続けられる自治体であるための基本的方向性を次のとおり示しています。

- ◆ 個々の市町村が行政のフルセット主義を排し、圏域単位で、あるいは圏域を越えた都市・地方の自治体間で、有機的に連携することで都市機能等を維持確保することによって、人と人とのつながりの中で生きていける空間を積極的に形成し、人々の暮らしやすさを保障していく必要がある。
- ◆ 都道府県・市町村の 2 層制を柔軟化し、それぞれの地域に応じた行政の共通基盤の構築を進めていく必要がある。
- ◆ 若年層の減少により、経営資源としての人材の確保がより厳しくなる中、公共・私のベストミックスで社会問題を解決していくことが求められる。これまで十分活躍の場が与えられてこなかった人など、多様な働き方ができる受け皿を作り出す方策を検討する必要がある。
- ◆ これまで自治体が個々にカスタマイズしてきた業務プロセスやシステムは、大胆に標準化、共同化する必要がある。さらには、今後、ICT の利用によって処理できる業務はできる限り ICT を利用するという ICT の活用を前提として自治体行政を展開する必要がある。

(3) 県の動向

県は、本格的な少子高齢・人口減少やグローバル化などに対応するため、将来の県のあるべき姿を見据えた宮崎県総合計画「未来みやざき創造プラン」を策定し、各種施策の推進に取り組んできました。

その結果、フードビジネスや医療機器等の成長産業の成長加速化、企業や産業人財の育成基盤の整備、交通ネットワークの整備進展など、新たな成長につながる成果が出ていますが、一方では、少子高齢化や人口減少に歯止めがかからない状況が続いており、今後、地域や産業を支える人財の確保、暮らしに必要なサービスの維持等をいかに図っていくのが大きな課題となっています。

こうした、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、令和元年 6 月に「長期ビジョン」を改定し、新たな「アクションプラン」を策定しました。

■基本目標

「未来を築く新しい「ゆたかさ」への挑戦」

■基本姿勢

1. 経済拡大を前提とした社会・価値観からの転換
2. 適切な役割分担と住民主体の地域経営
3. 未来の郷土を担う人財の育成
4. 長期的視点にたった社会基盤の整備
5. 地域の資源を生かした魅力づくり
6. 国際社会でのみやざき・九州の確立
7. 危機事象への対応
8. 効率的・効果的な行財政運営

3. 後期基本計画策定の基本的な考え方

第2次日向市総合計画・後期基本計画は、こうした時代の変化に柔軟に、スピード感を持って対応し、持続可能な行政経営を維持するために、実効性の高い計画とし、PDCAによる検証を行いながら着実な成果につなげていくことが重要です。そのため、次の基本的な考え方に基づき新たな総合計画を策定することとします。

- (1) 前期基本計画の進捗状況や課題を把握・分析し、施策の必要な見直しや目標値等について必要な見直しを行います。
- (2) 国や宮崎県の動向など本市を取り巻く社会環境を的確に捉え、将来人口推計や財政状況を把握・分析し、施策の必要な見直しを行います。
- (3) 前期基本計画に掲げる施策について、必要に応じて整理・統合等を図るとともに、新たな課題については、施策としての位置付けを検討します。
- (4) 日向市総合戦略を後期基本計画に包含し、一体的な管理を行うことで「地方創生」の着実な推進を図ります。
- (5) 広く市民の意見を取り入れる機会を設け、市民参加による総合計画の策定に努めます。
- (6) 持続可能な行財政経営に対応した、実効性の高い計画づくりに努めます。
- (7) SDGsの目標を施策に関連させます。

4. 計画の名称

新たな総合計画の名称は、下記のとおりとします。

「第2次日向市総合計画・後期基本計画」

5. 計画の構成

「日向市総合計画策定条例」に基づき、新たな総合計画は、基本構想及び基本計画で構成します。

(1) 基本構想【改定なし】

日向市の地域特性を踏まえ、市を取り巻く時代の流れや社会環境の変化、市民ニーズなどを的確に見極め、計画期間（8年）で目指す市の将来像（キャッチフレーズ）と展望（ビジョン）を明らかにするものです。

(2) 基本計画【後期基本計画策定】

政策の柱毎に基本計画を策定し、計画の目標や主な施策、数値目標を定めます。

前期基本計画の体系を踏まえながら改定を行います。

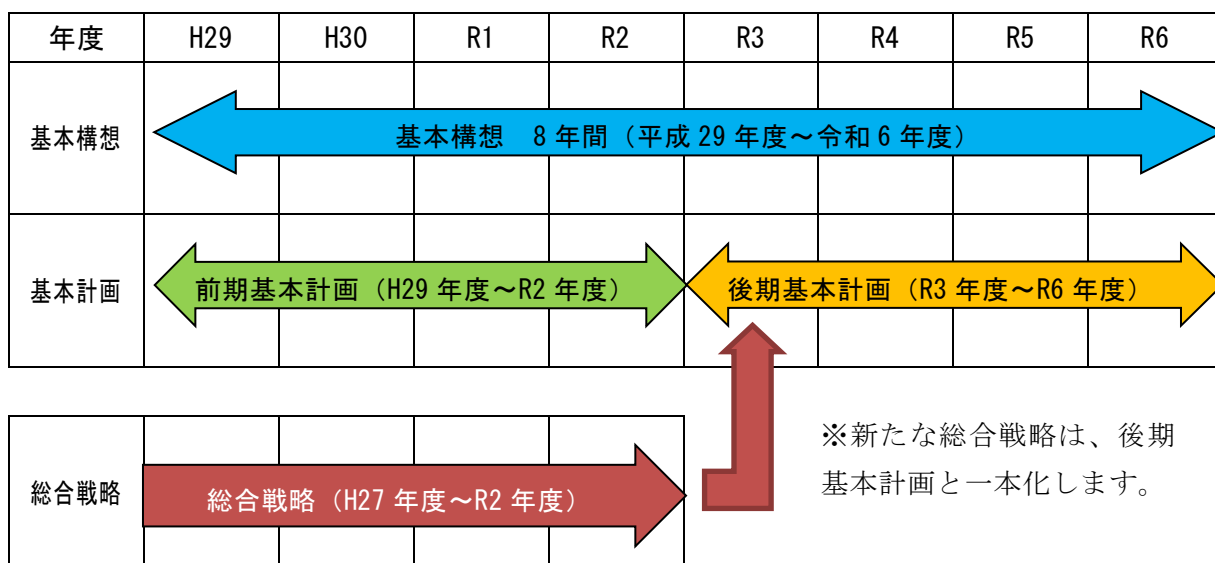
★重点戦略の設定

限られた経営資源（人、もの、金）で、目指す将来像を達成するためには、中・長期的にも選択と集中による施策の展開が求められます。そのため、計画期間内に重点的に取り組む施策や、分野を横断する重要施策を重点戦略として位置付けます。前期計画の進捗状況や後期基本計画期間中の重点課題等を踏まえ、改定を行います。

6. 計画の期間

第2向日向市総合計画では、市長の政策を総合計画に反映し、スピード感をもった実効性の高い計画とするために、基本構想の計画期間を平成29年度から令和6年度までの8年間としています。基本計画は、前期基本計画を平成29年度から令和2年度までとし、後期基本計画を令和3年度から6年度までのそれぞれ4年間としています。

また、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき策定する新たな「総合戦略」については、総合計画との整合性を図り進捗管理を効率化するために、後期基本計画との一本化を図ります。



7. 計画策定体制

総合計画の策定にあたっては、次のような体制で取り組むこととします。

(1) 審議機関

総合計画の策定に向け、市民の皆さんから意見を求めるために、日向市総合計画審議会条例の規定に基づき、学識経験者、有識者及び公募委員 20 名で構成する「日向市総合計画策定審議会」を設置し、市長の諮問に対する答申を行います。

(2) 庁内体制

1. 総合計画策定委員会

(ア) 構成 市長、副市長、教育長、理事及び部長職

(イ) 役割 計画策定に関する総合調整を図り、計画原案を策定します。

2. 専門部会

(ア) 構成 6 つの政策ごとに各施策に関連する課長級の職員

(イ) 役割 施策別会議の検討結果等に基づき、施策体系、施策の方向性等の見直し、政策内の調整を行います。

3. ワーキンググループ

(ア) 構成 各施策を所管する係長級以下の職員

(イ) 役割 所管課の視点で施策内容（目的、課題、基本方針、成果指標等）の見直し、施策内の調整を行います。

(3) 市民参画等

総合計画について、幅広く市民の皆さんの意見やアイデアを把握し、計画案へ反映させるために次のとおり市民参画の機会の確保に努め、情報発信を積極的に行います。

1. 市民アンケート調査、高校生アンケート調査

住民基本台帳から無作為抽出した 18 歳以上の市民（2,000 人）を対象に市の施策について、感じていることや課題等を把握するため、アンケート調査を実施します。また、若者の意見を市政に反映するために、市内の県立高校 3 年生を対象としたアンケート調査を実施します。

2. 市民ワークショップ

市の魅力や課題、未来に向けたまちづくりに必要な取組について、ワークショップ形式で市民の皆さんが自由に意見交換を行う場を設けます。

3. まちづくり座談会

市民の皆さんと意見交換を行うことにより、地域や各分野の課題について多様な意見を把握し、施策に反映するために、まちづくり座談会等を開催します。

4. 市議会

計画策定の進捗にあわせて適宜、市議会に状況を報告します。

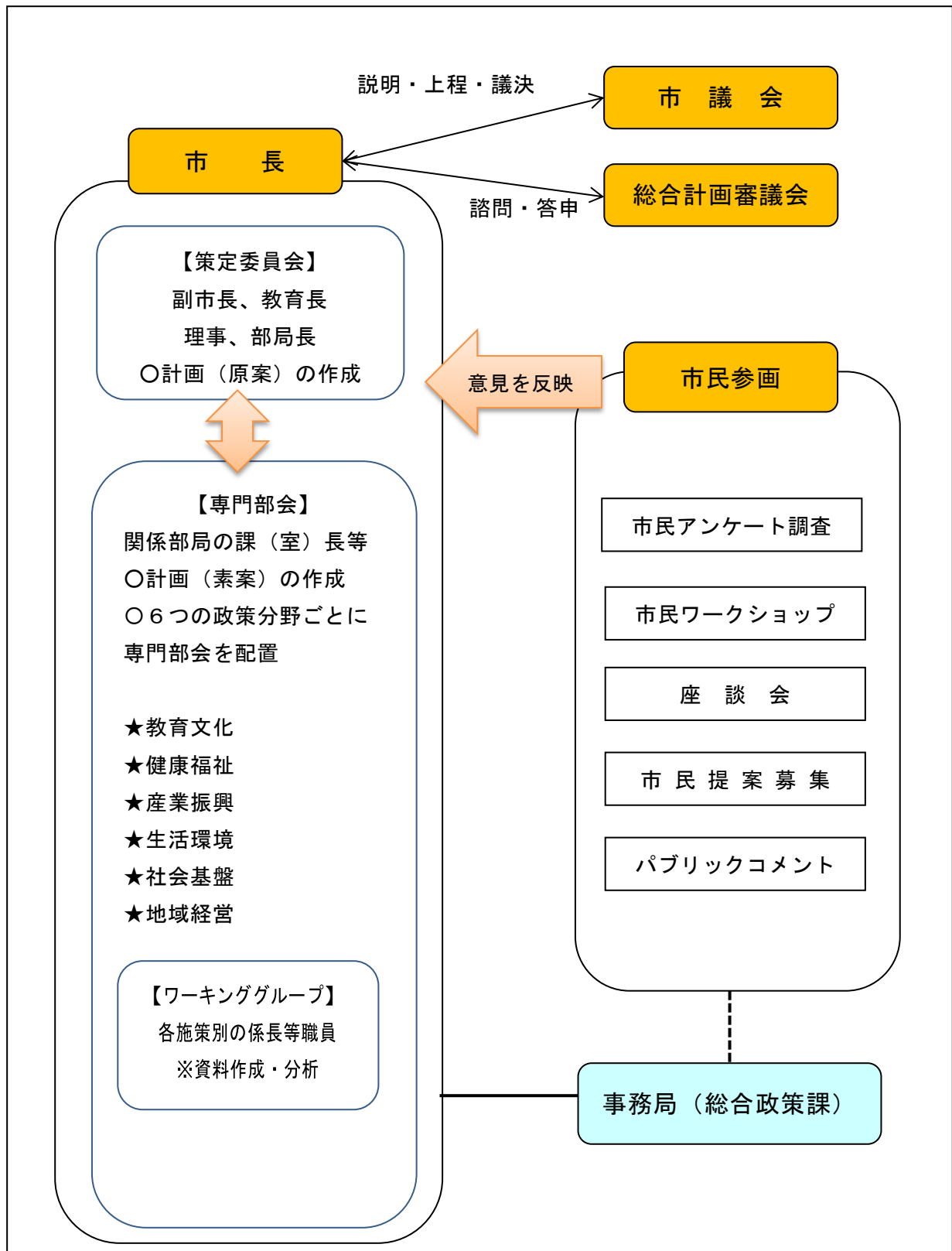
5. 市民への情報発信や提案募集

市の広報やホームページ、フェイスブック等を活用し、日向のまちづくりに対するアイデアを広く収集するとともに、計画の策定状況や経過を公開し、積極的に情報発信を行います。

6. パブリックコメント

総合計画案を市ホームページや支所窓口等で公表し、広く市民への意見を求めます。寄せられた意見については、市の考えを公表します。

総合計画策定体制



8. 策定スケジュール（令和2年4月24日変更）

項目		令和元年度						令和2年度										
		10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
議会等	市議会ほか			議会報告		議会報告	●市長選			議会報告		議会中間報告①			議会中間報告②			議会審議
	審議会								①策定方針 成果検証		②現況課題		③素案		④計画案			⑤答申
庁内	策定委員会		①					②		③		④		⑤		⑥		
	専門部会		①合同会議	・成果検証 ・現況と課題				・基本計画骨子 ・重点戦略検討			・素案 ・重点戦略(案) ・指標の設定			・基本計画(案)				
	ワーキンググループ																	
市民参画	座談会・意見聴取								関係者ヒアリング									
	市民アンケート 高校生アンケート																	
	市民ワークショップ				①				アンケート									
	市民意見公募 パブリックコメント								意見募集							パブコメ		

※印刷発注は、令和3年4月以降に繰越する。

【参考】これまでの計画

時 期	計 画
S45～S55	日向市総合計画「住みたくなる都市」
S56～S65	新日向市総合計画 「ひまわりの花のように明るく人情味豊かな市民」 ○住みたくなるまち ○自然美生かしたまち ○活力あるまち ○健康でうるおいのあるまち ○人間性豊かなまち
H 3～H12	第3次日向市総合計画 「うるおいと生きがいのあるまちひゅうが」 ○魅力ある、住みよいまちづくり ○健やかで生きがいのあるまちづくり ○安全で快適な明るいまちづくり ○産業が栄え、若者が定着する、活力あるまちづくり ○豊かな人間性と創造的な文化を育むまちづくり
H13～H22	第4次日向市総合計画 「だれもが住んでみたくなるまち」 「みんなでつくる心豊かな住みよいまち日向」 ○健やかで安心して暮らせるまちづくり ○自然と共生する快適な環境のまちづくり ○地域の特性を活かし活力に満ちた産業をそだてるまちづくり ○活気あふれる交流拠点のまちづくり ○豊かな心を育み文化の香るまちづくり
H18～H27	新市建設計画 「みんなで創造、未来にはばたく豊かなまち」 ○健やかで安心して暮らせるまちづくり ○自然環境と共生する快適なまちづくり ○地域の特性を生かした産業振興のまちづくり ○豊かな心と地域文化を育むまちづくり
H19～H28	新しい日向市総合計画 「市民が奏でる“交響”空間 優しく 強く 温かい人とまち」 ○未来を拓く人が育つまちづくり ○健康で安心して暮らせるまちづくり ○元気で活力ある産業が育つまちづくり ○自然と共生した快適な環境のまちづくり ○活発な交流により豊かさが享受できるまちづくり
H29～R2	第2次日向市総合計画・前期基本計画 「海・山・人がつながり 笑顔で暮らせる元気なまち」 ○ふるさとを愛し心豊かな人が育つ、個性が尊重されるまち（教育文化） ○市民が共に支え合い、自立した生活を送る健康長寿のまち（健康福祉） ○新たな挑戦で活力ある産業が育ち、元気な人が集うまち（産業振興） ○自然を守り、安全で安心な環境で心豊かに暮らせるまち（生活環境） ○快適で魅力ある機能的な住みやすいまち（社会基盤） ○市民一人ひとりが地域とつながる市民協働のまち（地域経営）

○日向市総合計画策定条例

平成27年3月20日

条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 市政の最高理念であり、都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、市の最上位計画として総合計画を策定するものとする。

(総合計画審議会への諮問)

第4条 市長は、基本構想及び基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、日向市総合計画審議会条例(昭和54年日向市条例第1号)第1条に規定する日向市総合計画審議会に諮問するものとする。

(総合計画との整合)

第5条 個別行政分野における施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するに当たっては、総合計画との整合を図るものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。